

議案第78号

新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例

新居浜市青野記念奨学基金条例（昭和51年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「以上）へ入学したもの」を「以上の大学に限る。以下同じ。）に入学したもの（短期大学、高等専門学校又は専修学校から大学に編入学した者（以下「編入学者」という。）を含む。）」に改める。

第7条第2項中「4年」を「4年（編入学者にあつては、2年）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市青野記念奨学基金条例の規定は、平成27年4月1日以後大学に入学し、又は編入学する者について適用する。

提案理由

短期大学、高等専門学校又は専修学校において学び、さらに学力向上を目指して大学

に編入学する者を奨学資金の貸付け及び給付の対象に加えるため、本案を提出する。